

保護者 各位

糸満市立学校給食センター
所長 金城 浩
(公印省略)

令和3年度新型コロナウイルス感染症に伴う給食費の取り扱いについて（通知）

平素より、給食センターの運営につきましては、格別のご理解ご協力賜り感謝申し上げます。さて、みだしのことについて、下記の通り取り扱う事になりましたので通知いたします。なお、今後、下記の内容に変更がある際は、別途通知することを申し添えます。

記

1. 目的

新型コロナウイルス感染症により様々な影響を受けていることから、市立学校に通う児童生徒の保護者を対象に給食費の支援及び一部減免を行い、経済的負担軽減を図ることを目的としております。

2. 給食費の支援について

- (1) 市内すべての児童生徒を対象に、令和3年12月（1ヶ月分）の給食費を支援（無償）いたします。

【参考】給食費月額 小学校=4,300円 中学校=4,800円

3. 減免（返金）対象について

- (1) 市の方針として、令和3年9月1日から16日まで実施した分散登校による欠食分
(2) 市の指定校として、令和3年9月1日から10日まで（糸満小：9/1～9/3 米須小：9/1～9/10）感染防止対策によるオンライン授業の実施による欠食分
(3) 県や市の方針により、令和3年4月以降実施された学校PCR検査等による学級閉鎖や学年閉鎖による欠食分
(4) 臨時休校（6/7～6/18）にかかる給食提供日の振替ができなかった1日分（8/25分）の欠食分

4. 減免（返金）方法について

- (1) 上記の2・（1）については、令和3年12月（1ヶ月分）の給食費を支援（無償）するため12月の給食費の口座引き落としは行いません。
(2) 上記の3については、欠食分の日数（金額）を学校側と確認し、年度末（令和4年2月～3月予定）に、給食費の口座引き落としの際に減免された額を除いた残りの金額を納付額・返還額といたします。（月の給食費から減免分を差し引いての口座引き落としを予定）
(3) すでに一括納入済みの保護者につきましては、年度末（令和4年2月～3月予定）に上記3の減免分も含めて金額を確認し、返金を予定しております。

【ご協力をお願い】

今回の新型コロナウイルス感染症により、児童生徒のなかには、発熱や感染、濃厚接触、不安等、様々な理由による出席停止等による欠食があります。しかし、給食の提供については大量発注（約7,000食）であることから、個々による急なキャンセルへの対応が厳しい状況であります。給食センター運営に関する規定では、通常個人に対して病気や事故等、5日以上連続（休日を除く）で欠食する場合に限り、原則として6日目以降分から返還対象としております。しかし、今回、糸満市として保護者の経済的負担軽減を目的に「糸満市新型コロナウイルス感染防止対策等に関する緊急支援事業」として市内の児童生徒を対象に、令和3年12月（1ヶ月分）の給食費を支援（無償）してまいりますので、今後ともご理解・ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】 糸満市立学校給食センター
TEL 994-5800 担当者 仲間